

令和7年6月吉日

企業経営者の皆様

九都県市首脳会議

埼玉県知事	大野	元裕
千葉県知事	熊谷	俊人
東京都知事	小池	百合子
神奈川県知事	黒岩	祐治
横浜市長	山中	竹春
川崎市長	福田	紀彦
千葉市長	神谷	俊一
さいたま市長	清水	勇人
相模原市長	本村	賢太郎

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた
価格転嫁の円滑化について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業は、日本の全企業数の99.7%を占め、生産、流通などを担うとともに雇用を支えるなど、地域の経済活動全般において重要な役割を果たしています。サプライチェーン全体が共存共栄し、持続的な成長を遂げるためには、中小企業が適正な利潤を確保し、賃上げの流れを確かなものにしていく必要があります。

このため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、価格転嫁の円滑化を連携して推進しています。

一方、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国における関税措置等が企業の経営に与える影響が懸念されており、中小企業にしわ寄せがいかないよう、一層の取組が必要です。

適正な価格転嫁のためには、発注者が価格交渉に応じるなど、取引環境の適正化を図ることが必要不可欠であり、今国会で成立し、令和8年1月1日から施行される下請法改正法においては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規定が追加されています。

ついては、今般の趣旨について御理解をいただき、下記の事項について適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 御理解と御協力をお願いしたい事項

- (1) サプライチェーン全体での共存共栄が持続的な成長に不可欠であることから、中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を理解し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- (2) 中小企業等の取引環境の適正化のため、発注者側から定期的な価格協議の場を設けるとともに、中小受託事業者から要請があった際には、交渉のテーブルに着き、価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- (3) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買ったときに該当するおそれがあるので、十分留意すること。
- (4) 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- (5) 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないように十分留意すること。
- (6) 受注者に根拠資料の提出を求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 添付資料

チラシ

4 参考

- (1) 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toriteki-seiritsu.html
- (2) パートナーシップ構築宣言（内閣府・中小企業庁）
<https://www.biz-partnership.jp/>

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

5 問い合わせ先

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	産業労働部 産業労働政策課	048-830-3702
千葉県	商工労働部 経済政策課	043-223-2703
東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5556
横浜市	経済局 中小企業振興部 中小企業振興課	045-671-4236
川崎市	経済労働局 経営支援部 経営支援課	044-200-3722
千葉市	経済農政局 経済部 産業支援課	043-245-5284
さいたま市	経済局 商工観光部 経済政策課	048-829-1362
相模原市	環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課	042-707-7154